

様式第1号（別紙3-1）（第5条関係）

令和2年12月21日以前に転入した場合

兵庫県移住支援事業（明石市移住支援金）に係る申請要件の該当状況について

兵庫県移住支援事業（明石市移住支援金）の申請に当たっては、下記（1）（2）（3）のいずれにも該当している必要があります。

（1）次に掲げる要件の全てに該当すること。

（ア） 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内に所在する事業所に通勤していたこと。

（イ） 移住する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内に所在する事業所に通勤していたこと。（ただし、当該事業所への通勤の期間については、移住する3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

（2）次に掲げる要件の全てに該当すること。

（ア） 平成31年4月1日以降に明石市に転入したこと。

（イ） 移住支援金の申請時において、明石市に転入後3か月以上1年以内であること。

（ウ） 明石市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（3）次に掲げる要件の全てに該当すること。

（ア） 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ） 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ） その他、兵庫県及び明石市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

※条件不利地域：過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

様式第1号（別紙3-2）（第5条関係）

令和2年12月22日以降に転入した場合

兵庫県移住支援事業（明石市移住支援金）に係る申請要件の該当状況について

兵庫県移住支援事業（明石市移住支援金）の申請に当たっては、下記（1）（2）（3）のいずれにも該当している必要があります。

（1）次に掲げる要件の全てに該当すること。

（ア）移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内に所在する事業所に通勤していたこと。

（イ）移住する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内に所在する事業所に通勤していたこと。（ただし、当該事業所への通勤の期間については、移住する3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

（ウ）ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（2）次に掲げる要件の全てに該当すること。

（ア）平成31年4月1日以降に明石市に転入したこと。

（イ）移住支援金の申請時において、明石市に転入後3か月以上1年以内であること。

（ウ）明石市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（3）次に掲げる要件の全てに該当すること。

（ア）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ）日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ）その他、兵庫県及び明石市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

※条件不利地域：過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。